平

成二十六年二月

七

日

金曜日

第

五

百

+

九

号

目

次

示

告

公 示 道路の区域変更 有害興行の指定

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

県営土地改良事業計画の決定

公共測量の実施 県営土地改良事業の変更計画の決定

岐

土地改良区役員の退任

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定辞退 指定自立支援医療機関の変更届出

落札者等に関する公示

正 誤

解除予定保安林とする旨の通知中訂正

(男女参画青少年課)

五四

同

流 通

商

五六

军

五六

角 同 農

(下呂農林事務所 五七

身体障害者更生相談所 五八 五八 五七

ω

会 計

治

Щ

課

五九

医 療 課 五四

(保 健

吾

整 五五

地

備 課 五六

種

同 同 道 五字

岐阜県告示第二十五号

告

示

岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十五年岐阜県条例第三十七号) 第十条第一項の規

路維持課)

五三 定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古

田

指定興行

/ L	limb
画	攤
ウルフ・オブ・ウォールストリート (原題) The Wolf of Wall Street	題名等
パラマウントピク チャーズ	配給会社名等

2 指定年月日

平成26年2月7日

指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二十六号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十六年二月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

発行

平成二十六年二月七日

岐 阜 県 公 報

(金曜日)

毎週

名

称

所 在 地

医自

療の種類□立 支援

年指 月

日定

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

貴船薬局

柳津店

岐阜市柳津町蓮池二の二三の二

精神通院

崇平 ∴成

名

称

所

在

地

医療の種類自 立支 援

年変

日更

月

ニックみのかも西クリ

三七の一美濃加茂市西町五丁目三

内科 ・ 老年

精神通院

崇平 ∴成

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所

類の道 種路

路

線

名

X

公

示

二十三号) 第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があった

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百

指定自立支援医療機関の変更届出

ので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事

古

田

岐

二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

指定自立支援医療機関の指定

第六十九条の規定により公示する

平成二十六年二月七日

岐阜県知事

古

田

肈

(薬局)

精神通院医療に係るもの

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田

間	二地先から 大平賀字町	番同 地 先ま
別前変区 後更域	前	後
ル (メート ト ー ト		10· 公 三二
ル(メート 長	1104-0	11011-0
備		
考		

屋一一一六番二加茂郡富加町大

郡同

で師同 前

県道

金関

山 線

調剤薬局

羽島

羽島市竹鼻町狐穴三四二三の一

精神通院

崇平 ・ ・

精神通院

崇平 ∴成

いずみ調剤薬局

美濃市極楽寺五の四

局 クスリのアオキ中野薬

色店 カイ薬局

瑞浪

一階瑞浪市一色町一丁目五七番地

精神通院

崇平 ・ ・ ・

七三八の九揖斐郡大野町大字黒野字若宮裏

精神通院

崇平 ・ ・

本巣郡北方町栄町一の三七

精神通院

崇平 ∴成

大垣市中野町三丁目三六番地

精神通院

宗平 ・ ・

大野店しょうなん調剤薬局

肈

名 称

所

在

地

医療の種類自 立支援

年指

日定

月

さかえ調剤薬局

(薬局

Ξ

条第三項の規定により公示する。

通課及び中濃振興局において縦覧に供する なお、その変更届出書等は平成二十六年二月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月七日

見書を提出することができる。

岐阜県知事 古 田

届出年月日

届出者の氏名又は名称 平成二十六年一月二十九日

株式会社しまむら

建物の名称及び所在地 可児ファッションモール

可児市今渡字池下一一七八番一 外

変更した事項

四

大規模小売店舗の名称

(変更前) ヒマラヤ可児店

岐

(変更後) 可児ファッションモール

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治

(変更後) 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

条第三項の規定により公示する。

(55)

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流

通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

見書を提出することができる。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事

古

田

届出年月日

平成二十六年一月二十九日

届出者の氏名又は名称

=

株式会社しまむら

可児ファッションモール 建物の名称及び所在地

Ξ

可児市今渡字池下一一七八番一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 三四:四平方メートル

(変更後) 二五平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

〔変更前〕 午前九時~ 午後八時

(変更後) 午前六時~午後十時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模**

おいて縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年二月七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課に

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

(仮称) バロー下石店

意見の概要 土岐市下石町字西山三〇四番八九

外

意見なし (届出事項

新設

県営土地改良事業計画の決定

写しを次のとおり縦覧に供する。 **県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の** 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 次の

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田

恵	施行
那	に係
地	る地
区	区名
中恵	縦
津 _那 川	覧
市市	場
役役	所
所所	РЛ
同平 成	縦
· ·	覧
==	期
一〇まで	間

県営土地改良事業の変更計画の決定

岐

次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田

八	施行
幡	に係
地	る地区
X	区名
郡	縦
上	覧
市	
役	場
所	所
同平成一	縦
· 六	覧
==	期
- O七	間

公共測量の実施

たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により岐阜地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があっ 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十六年二月七日

岐阜県知事

古

田

作業機関

岐阜地方法務局

作業種類

=

作業期間

公共測量 (不動産登記法第十四条第一項地図作成

Ξ

平成二十六年一月二十五日から 年二月二十八日まで

作業地域

四

目、六丁目、七丁目並びに上野町五丁目 多治見市金岡町一丁目、二丁目、三丁目、 四丁目及び住吉町一丁目、二丁目、三丁

公共測量の実施

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田

作業種類

岐阜県

作業機関

公共測量 (航空写真撮影 改土 良 区 名地

年退 月

日任

役名

氏

名

住

所

Ξ 作業期間

四 びに本巣郡北方町 作業地域 平成二十六年一月二十四日から 岐阜市、羽島市、 年三月二十日まで 各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町及び笠松町並

土地改良区役員の退任

公示する。 とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 田

肈

古

平 下呂市萩原町宮田 六三二番地

指定自立支援医療機関の指定

岐

改連萩 良合原 区土小 地坂

듲平 一成

理事

齊 藤 恭

· =

二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

(訪問看護事業者等)

平成二十六年二月七日

育成医療・更生医療に係るもの

(病院又は診療所

第六十九条の規定により公示する。

岐阜県知事

古

田 肈

ション 各務原 アストレ訪問看護ステー 陶の里 訪問看護ステーション 名 称 ハイシンフォニー二〇二十六名務原市鵜沼東町六七六 多治見市大畑町西仲根三 二五 所 在 地 医療の種類自 立支援 同 育成・更生 崇平 킂 긎 年指 月 同 日定

(薬局)

道しる	名
ベ	称
一瑞 九浪 市	所
	在
色町一	地
内科	る療自 診療担 類 料 当 援 と と と と り 表 り を り を り を り と り と り と り と り と り と り と
腎臓	の種類 経動と を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
更生	の援自 種医立 類療支
三平 成	年指
⇒ 放	月
	日定

名称	所 在 地	医療の種類 自立 支援	年指 月 日定
バイパス調剤薬局	大垣市中野町五 四二一 一	育成・更生	崇平 → 一
び池野店ファースト調剤薬局い	揖斐郡池田町池野三〇〇 二	同	同
にんじん薬局	美濃加茂市西町五 三三七 二	同	同
ピノキオ薬局三津屋店	大垣市三津屋町五 一 五	同	同
さかえ調剤薬局	本巣郡北方町栄町一 三七	同	同
野店しょうなん調剤薬局大	七三八九	同	同
トー カイ薬局瑞浪一色	一階 五七土屋ビル	同	同
いずみ調剤薬局	美濃市極楽寺五 四	同	同
じゃいけ薬局	五 二 海津市平田町蛇池字屋敷中一四	同	同
たんぽぽ薬局羽島店	羽島市新生町三 二六四 四	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

二十三号) 第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があった ので、同法第六十九条の規定により公示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古

田

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

同	同	-	瑞穂市本田五五六	アピス薬局みずほ店
宗平 一	育成・更生		大垣市禾森五 五〇	アピス薬局大垣店・
年変 月 日更	医療の種類自 立支援	地	所在	名称

指定自立支援医療機関の指定辞退

二十三号)第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百

岐

同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古

田

育成医療・更生医療に係るもの

(病院又は診療所

科クリニック	名称
一三〇九 一〇	所 在 地
矯正歯科	る 療を 担 接 当 接 と 支 援 と 支 と 表 と も き と も き と も ち と も ち と も ち と も も も も も も も も も も
歯科矯正	の種類 医療 は
更育 生成 •	の援自 種医立 類療支
幸平	年辞 月 日退

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田

調達物品の名称及び数量 捜査情報管理検索システムの調達及び保守管理業務 I

- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成25年10月17日

ω

2

_

- 落札者を決定した日 平成25年11月28日
- 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

株式会社N S D名古屋支社

∤

超過

産業事業本部産業第二事業部長

落札金額 15,154,435円

0

- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
- 严 伯诺 岐阜市薮田南二丁目 1番 1号

2 $\widehat{\Box}$

落札者等に関する公示

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田

特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機 (ベル式412EP型)の定期整備、

定期耐空検査及び3,000時間 / 5 年点検業務

川 川

契約の相手方を決定した手続 随意契約

2

(59)	平成 26 年2月7日		岐	阜	県	公	報						第	2 !	5 1	9号	
		え置いの誤り。	て縦覧に供する。)	は、 (「欠の図」は、旨格し、その図面を皮阜県林攺邪台山県及び反況叮殳昜こ帯 「 道路用地とするため	「道路用地とするため」	(岐阜県告示第五百二十八号)七五五頁下段後から八行目中 ・ ・ ・ ・ ・			(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課	地物に関す	6 契約金額 28,245,000 円	支店長 北川 映		5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市長住町九丁目11番地	4 契約の相手方を決定した日 平成25年12月20日	3 随恵契約の埋田 地方公共団体の物品等人は特定役務の調達手続の特例を定める政会 (平成7年政令第372号)第10条第1項該当	**************************************